

【講義原稿】第3回 文化芸術に求められるバックオフィス知識を身につけよう

厚地 悟氏（厚地・田中法律事務所 弁護士，大阪弁護士会所属）

田中 慎氏（税理士法人田中経営会計事務所 代表社員，京都市ソーシャルイノベーション研究所 イノベーション・コーディネーター）

厚地氏「ただいまご紹介にあずかりました弁護士の厚地と申します。大阪で弁護士をしております。厚地・田中法律事務所というところに所属しております。大阪にて活動しております。私自身，日ごろ，広い意味での芸術活動されている，個人の方であったり，事業者の方であったり，そういう方々と接する機会がありまして，そのような方々の，契約とか著作権に関する相談を受けております。そのときに，いつも，もう少しだけでも，基本的な知識が事前があれば，トラブルにならないなとか，トラブルになったとしても，うまい解決ができたんじゃないかと感じることが多々ございました。そういうときに，私としては，日々芸術活動をされている方が，そういう契約トラブルがなく，思う存分芸術活動できるように，法律家としてサポートなり支援なりしていきたいという思いを持ちながら日々活動させていただいております。そういう思いを持ちながらでございましたので，今日，こういう機会を設けさせていただいて，大変うれしく思っております。コロナ禍ということで非常に大変なか，こういう機会を設けていただいた事務局の方々，大変感謝申し上げたいと思います。それと，今日リアルで，ご参加いただいた方々，非常に寒いなかですし，コロナというところもありますけれども，そういったなかリアルでご参加いただいて誠にありがとうございます。それからオンラインでも多数の方ご参加いただいていると聞いておりますので，お忙しいなか，ありがとうございます。私に与えられた時間 50 分ということですので，さっそく入りたいと思います。オンラインの方々には，私のパワーポイントの資料が映っていると思います。リアルの方々は，手元に私のパワーポイントを印刷した資料もあるんですけども，基本的には，前のスライドを見ていただければと思います。途中で，手を挙げていただいたり，私が質問したりする機会もできれば取りたいなと思ってるので，パワーポイントの資料見ると答えが入っているので，パワーポイントの資料見ずに，基本的にはこう，前のほうを見ていただければと思います。今日のお題は，文化芸術と法と，契約と著作権の基本的な知識の

取得を目指してと、いうところでございます。文化芸術分野で活動されている方々にとっては契約と著作権というのは当然避けては通れない問題でございます。ただこの、契約、著作権と、いうものも、それぞれ1つずつのテーマでも、1時間でも当然足りないというところでございますので、本日は、このスライドにも書いてますがもう基本的な知識の取得を目指して、お話をさせていただきます。ただ、基本的な知識を持ってるか持っていないかということで、トラブルになったときの対応だとか、トラブルにならないためにどうしたらいいかとか、そういうところでもだいぶ変わってきますので、50分ですけれども、お聞きをいただければというふうに思います。じゃあ先ほど申しました通り基本的にはスライドを見ていただければと思います。今日は、この目次に沿って進めさせていただきます。

第一、契約についてと、いうことで、1、契約とは、2、契約書とは、3、契約にあたって最低限押さえるべきポイント、第二、著作権についてと、1、著作権とは、2、著作物とは、3、著作権侵害の対応と、4、許される場合、5、オンライン配信特有の問題、第三、まとめと、というような流れで説明をさせていただきます。ではまず、本題に入りまして契約とはというところでございますが、契約とはいいたい、なんでしょうか？わかる方いらっしゃいますでしょうか？契約とは、基本的には、人と人の約束です。ほんとにざっくりいうと、人と人の約束、になります。ただ、ここのスライドにも書いてますが、人と人の約束プラス法的保護というふうに記載をしています。これがどういう意味かという、あとでも触れるんですけども、契約というふうなものになれば、それに違反した場合は、損害賠償であったりだとか、契約の解除だったりだとか、そういう法的な制裁が与えられます。契約違反の場合には、耳にしたことがあるかもしれないですけど、強制執行とか、国家権力によって財産が押さえられたりだとか、そういう強い効果を持つことになります。すると、日々の日常的なたわいもない約束ごとまで含めて契約と評価して、国家権力によるそういう強制的な力を与えてしまうと、それはやっぱり不適切だということになりますので、すべての約束を契約として強い法的拘束力与えるのではなく、あくまでも法的保護に値するような約束をもって契約とするのが契約の考え方でございます。たとえば、人にお金を貸したり、ものを貸したり、借りたり、人の財産が移動したりとか、そういうときは、やっぱりある程度法的な拘束力、国家権力による強制力をもって、約束を履行させな

いといけないということになるので、そういう法的な保護を与えるに値する約束について、契約としましょうというのが法的な考え方になります。これが契約の基本的な考え方です。じゃあ、契約が成立するための条件っていったいなんなんでしょうかと、いうことが次、問題になります。法的には、契約が成立するためには、当事者の意思の合致というものがあって初めて契約が成立するというふうに言われます。意思の合致と言います。じゃあ、この意思の合致のためには、契約書とかの書面が必要なんでしょうかと、いうことが次に問題になります。皆さんもよく契約書というものお聞きになると思うんですけど、法的に契約が成立するためにはじゃあ、契約書とかが必要なんでしょうかと、いうことになると、基本的にはいりませんと。口約束、口頭の約束でも契約というものは成立をしますと、いうことになります。ただ、これは原則論。原則として、口約束だけでも、契約は成立するということになるので、例外ももちろんあります。ここではそんなに詳しくは言いませんけれども、書面がないと、契約としての法的拘束力を及ばせない契約というの也有ります。たとえば、連帯保証とか皆さんよく、お聞きになったことあると思います。人の連帯保証だけはするなというふうに言われたりしますけれども、連帯保証っていうのは、すごく重い義務を負うことになりますので、非常に注意しないといけないんですが。昔は、そういう連帯保証というのものも、ここに書いてある通り口約束で成立してました。でも、連帯保証は、他人の契約をそのまま義務として負うというすごく重い義務が課されることになるので、法律が改正されて、連帯保証には、きちんと書面で、確認を取らないといけないと、そうしないと契約が成立しないというように法改正がされています。このように、原則は口約束で成立するんだけど、一部、重要なものについては、書面、が必要になったりすることもあります。ただここで、覚えといていただきたいのは、契約というものが基本的には口約束だけでも成立するんだよということを覚えていただければと思います。契約というものについてじゃあ、法律がどういうふうに考えているのかについて、ざっくりとしたまとめですけれども、ご紹介をしていきたいというふうに思います。契約というものは基本的に自由、です。契約自由の原則というふうにいるんですけども、これは、大学の法学部の学生がもう一番最初に習う概念といっても過言ではないぐらいの、基本的なところですけども。契約というものは、人と人の約束ですと。人と人の約束

は、基本的に自由です。国家に別に縛られたりはしませんということで、契約自由の原則というものが大原則になります。なので、どんな内容の合意をしても、どんな内容の約束をしてもそれが、さっきいった法的保護に値するものであれば契約としての拘束力があるというふうな形になります。ただ例外として、ここに書いてある公序良俗、強行法規というものがあって、自由とはいえあまりにも反社会的な内容だったら、それは自由じゃないよねと。それは法的な拘束力を与えたら駄目だよよねということで、契約としての拘束力は否定される場面もあります。だけれども原則は自由です。この社会というのは、人が当然集まっていて、いろんな人が自分達の活動、社会的な活動、取引活動、なんでもそうですけれどもいろんな活動をしています。そうすると当然、最低限のルールがなければ、社会というのは成り立たないということで、法律というのは、契約について、いろんな類型化、パターン化をしてそれぞれそのルールを定めています。その典型的なのがここに書いてある民法というものです。民法をちょっと紹介すると、民法は、契約についての本当に基本的な法律です。契約類型に応じて最低限のルールというものを定めています。契約内容というのは一番上に書いてある契約自由の原則でどんな内容でもいいんだけど、最低限のルールを定めておきましょうということで、民法その他の法律で最低限のルールが設けられているということになります。その契約類型っていうのは本当に多様なものがあります。あとでご紹介をします。契約というのは約束です。冒頭にも申しあげました通り、契約というものになれば、法的な拘束力を持ちます。それはある意味当然で、約束したものについて約束が守られないと、それが野放しになってもよいということであれば社会は、全然成り立っていかないのです。契約になれば、合意した内容には拘束をされてしまうということになります。その拘束された内容に違反をした場合は、損害賠償義務や契約を解除されたりする。一旦約束をしたけれどもそれは一方的に解消されちゃう。それから、契約違反によって相手が損害を被った場合には、損害賠償義務を負うと。こういう法的な拘束力を持つことになります。これが、契約と法の考え方です。次に、じゃあ契約ってどんなものがあるんですかということをご紹介したいと思います。皆さんの身近にも、法律で定められた契約っていうものがたくさんあります。ここのスライドでは、作家さんを主体にして、いろんな場面を書いてみました。①、作家さんが作品を販売する場合、これどうい

う契約類型になるかという、いわゆる売買契約というものになります。じゃあ次、制作のためにお金を借りる場合、これ、なんという契約になるでしょう？これは法律上、金銭消費貸借契約というふうな言い方をしたりします。じゃあそのお金を借りて、アトリエも借りましょうと。制作するとき当然、自分の家でできたらいいですけども、どっかアトリエを借りないといけないと。このアトリエを借りる契約はなんという契約でしょう？これ賃貸借契約というふうなことを言ったりもします。じゃあ次にアトリエを借りて、制作をしましょう。制作は誰かから頼まれてしました。じゃあ誰かから頼まれて作品の制作を請け負うとき、これじゃあどういう契約でしょう？これ、請負契約という契約類型になります。じゃあ作品を請け負って、作品を作りました、完成させました。じゃあその作品を貸し出しましょうということになると、じゃあどういう契約が問題になるかという、先ほどと出てきましたけど、賃貸借契約や、使用貸借契約という契約類型になります。じゃあ作品を作りましたと。作品を貸し出して、なんかみんなで、イベントをしようということで、特定の目的を持って、そういうイベントのためにみんなちょっと協力してくれと。みんなで集まって何かしようよということで人を集める、団体を作る、これも実は契約です。じゃあこれどういう契約と、表現されるかという、これ組合契約と言ったりします。さっき言ったじゃあイベントを、企画しましたと。このイベント企画も誰かから依頼されてしましたと。これも、契約なんですね。どういう契約かという、業務委託契約という契約になります。作品を作ったりするんじゃないくて、もう会社に入りますと。会社に入ってたたとえば、デザイナーさんとか、システムエンジニアさんとか、いろいろあると思いますけど、そういう会社に入る、これも契約。これ何かと言うと、雇用契約ですね。こういった、作家さんを主体にとって見ても、身近な場面でいろんな契約っていうものが、関わってきます。ここに書いてる売買契約、金銭消費貸借契約、賃貸借契約、請負契約、この契約は全部民法という法律に書いています。民法という法律のなかで、これらの契約類型に応じて、それぞれ、最低限のルールというものが定められています。なので、皆さんが芸術活動をされる上で、いろんな実は契約というものに、ご自身は関わっています。法律問題に関わっているということがこれで、ご理解いただけるんじゃないかなと思います。こういった形で契約っていうのはほんとに身近なもの、皆さんがほんとに、

日々、目の当たりにしているということでございます。次に、契約書について、ご説明をしたいと思っております。契約書というのは果たしてなんなのかと。意味って言うふうに書いてますけれども、成立した合意の内容を記載した書面のことを言います。合意書とか、契約書とか、覚書とか、規約約款、表現いろいろあります。私もよく、依頼者さん相談者さんから聞かれるんですけど、たとえば契約書を作りたいと思っています。表題ってどういう表題にしたらいいですか？やっぱり契約書って書かないと駄目ですか？とか、あと、覚書作ろうと思っていますけど、覚書って契約ではないですよ？っていうようなことを言われたりします。でもそれ、全然違います。表題の表現は全然関係ありません。あくまでも重要なのは中身です。その中身に、それぞれの合意内容が書いてあれば、表題は合意書であれ覚書であれ、なんであれ、契約書であれ、それはもう契約になります。そこが一番重要です。じゃあ契約書ってなんのために作るんですかというのが目的と書いてるところですけども。合意内容を明確にするため。それと事後的な証拠になるためです。ここで赤字で書いてますが、これは冒頭でも申し上げましたけれども、契約書ってというのは、契約の成立のための要件では原則としてありません。契約書を作ろうが作るまいが、お互いが約束ごとをしたらその時点で法的な拘束力を持ちます。契約書を作ってようが作ってまいがそれは関係ありません。例外としてさっき言ったように、契約書を作ることで初めて、契約が成立するものもありますけれども、そうじゃないものがほとんどです。じゃあなんのために作るかというのはここで書いてる通り、合意内容を明確にして、事後的な証拠にするためです。お互い合意した内容ってというのは、当然こういう書面で残しとかなないと当然忘れるんですよ。1回限り、物買うときはいいですよ。スーパーで、何か物買うときにじゃあ契約書作りましょうか、それは当然ならない。それはもう1回限りで終わるからですよ。そういうときは当然いらないんですけど。たとえば、さっき見た、作品の制作を請け負うとき、これ一定時間かかりますよね。お金どっちがどれだけ負担しますかとか、納期いつにしますかとか、いろいろ約束ごとを定めないといけない。こういう書面を作るとかないと、当然どこかでそれが曖昧になっちゃう。曖昧になるということはトラブルの素になるということになるので、お互いの合意内容を明確にして、それを事後的な証拠として残すために契約書というものを作ります。注意点ですが、これもよく相談に来られた方

がおっしゃる言葉なんですけど、知らなかったと。契約内容知りませんでした。契約書作ったんですけど読んでませんでした。それから、言われるがまま書いたんですと。ようわからなかったんですけども、そのままサインしました。これは基本、通用しない。通用しないというか記載内容に拘束されます。下に書いてますね。法的な拘束力を及ぶ契約、それで契約書を作れば、その記載内容に基本的には拘束されてしまいます。契約書に書いてあることを知らないとか、読んでないとか、言われるがまま書いたんです、っていうことは基本通用しなくて、その記載内容通りの法的な効果を生じてしまいます。ここもよく聞かれるんですけど、判子ついてないんで大丈夫ですよ？サインしましたけど実印ついてないんで大丈夫ですよ？それも全然関係ないです。少なくとも、サインをしていれば、その人が自らサインをしたと、その人がその契約書に書いてある内容について了解したというふうになるので、押印がなかったとしても、実印がなかったとしても、その契約書の内容通りの拘束力を及ぶということになりますので、ここもご注意ください。契約にあたって最低限押さえるべきポイントです。本当にもう最低限のところですよ。繰り返しもなるんですけども、契約書がなくても口頭のみで契約は成立をしますと、法的な拘束力を持ちますと、ということになります。契約書っていうのは事後的な証拠のために作るものになりますが、契約書の内容は基本的には自由です。自由ということは、契約書に署名をしてしまえばその契約書の記載内容に原則として、拘束をされてしまいます。契約内容に拘束をされるということは、契約内容そのものをちゃんと履行、履行っていうのは、契約をその通りにやらなければならないということですけど、勝手に止められないんですよ。契約をして、契約書も作って、そこにサインをして、そうすると、お互いの約束ごととして拘束力を持つのでその内容通りにきちんとしないといけない。勝手に、じゃあやっぱり違いましたとか、やっぱりこんな契約内容、私合意していませんでしたということが基本的には通用しなくなります。それから、じゃあ、法的な拘束力が及ぶ契約書ってどの範囲なのかっていうのも、ときどき問題になります。契約書のなかに、添付書類として、細かい字で書いた約款とか、あとはホームページに記載の利用規約に遵守しますとか、そういうのが小さい字で書いてたりします。そういう、約款とかホームページ上の利用規約も、契約としての拘束力が及ぶことになります。特に、大手のいろいろなところと契約をしたりす

ると、ほんとに細かい約款っていうのが付いてきます。保険契約とかなんかもう一番典型ですよ。本当に細かい約款が書いてあります。当然それも契約として拘束力を持ってしまいます。例えばあとは、ネット広告を出したりだとか、ポータルサイト契約したりだとか、いろいろありますけど、そこもいろんな細かい、規約があって、よくよく見ると自分にとってすごく不利な契約条項が入っていたりします。それって読まないんですけど、契約書にサインをしちゃうとそれもう読んだと、了解したと、いうふうな評価をされてしまいますので、そこも、注意をする必要があります。まず、契約書は万能ではないと、最低限押さえるべきポイントの最後に書いていますけれども、我々弁護士は、口酸っぱく依頼者さん相談者さんに、契約書ありますか？契約書作りましたか？作っていないんだったら契約書作りましょうねってほんとに口酸っぱく言います。それは当然大事なんですけど、今までお伝えした通り、契約書っていうのは作ると証拠にもなるしいんだけれども、一番大事なのはその内容をどうするかなんです。適当な内容、不利な内容作っちゃうとそれも拘束をされちゃいます。そんな適当な契約書だったら逆に作らないほうがましなぐらいなケースのときもよくあります。だから、契約書っていうのは、作ったらそれで終わりじゃなくって、作る段階で、きちんと自分の利益に沿った内容、自分が思う通りの内容がきちんと書かれているかどうか、それをきちんと確認した上で署名押印してるかどうか、押印はなくてもいいですけども、そういうところが大事なので、私はどちらかというと契約書をぜひ作ってくださいねというよりも、作るんだったら内容はきちんと確認してくださいねと。不利なものだったら作らないほうがましですぐらい感じるものがよくありますので、もう契約書は万能ではないと。契約書を作ったとしても争いになるケースはたくさんあります。我々の弁護士が裁判するときも、多くの事例では契約書があります。あるんだけれども、内容が中途半端だったり、文言がどう考えたらいいかわからないケースがあって、その解釈で争いになるケースもありますので、契約書っていうのは万能ではないと。万能ではないんだけれども、自分の身を守るためには、きちんと内容を確認して、サインをしておくことによって、作っておくことによって事後的な証拠にはなりますので、有益なものではあるということになります。ここまでが契約っていうものについての本当に基本的なところなんです。ただ基本的なところなんですけど、かつ抽象的なところではあり

ますけれども、少しでも頭の片隅に置いていただけると、いろんな取引をしたりだとか、いろんな活動をするときに、これは本当に大丈夫かなとか、アラームが鳴るといふか、そういうことに繋がるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、頭に入れていただければと思います。次、今日の本題ですけれども、著作権の話をしたいと思います。著作権っていったい、なんでしょう？実はなかなか難しく、こういうふうに言われます。創作的、芸術的な表現物、著作物を創作したものの、著作者に与えられる複製権、公衆送信権等、一定の種類の独占的権利の総称、これちょっと難しいんで、これは右から左へでもかまわないかなと思うんですが、あとで、具体的な著作権の内容についてはご説明をしていきます。これと似たようなといふか、よく、同じタイミングで聞く言葉として、知的財産権というふうな言葉もお聞きになったこと、あるかなあとと思いますが、知的財産権て何かわかる方いらっしゃいますかね？これ何かというと、著作権のほか、商標権、特許権、実用新案権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護された利益にかかる権利、これも表現難しいですけれども、知的財産権というのは、知的財産に関する権利、ですね。定義になってるのかなってないのかってところですが、著作権以外にも、商標権だとか、特許権、実用新案権という似たような権利があります。じゃあその著作権と、ほかの知的財産権の違いはなんでしょうかというところですが、内容的には商標権と特許権、の違いとしてご説明をすると、商標権はほんとに乱暴なイコールのやり方ですけど、ロゴと教えてください。ロゴね。特許権は発明というふうに、考えていただければと思います。これらのロゴとか発明が、商標権、それから特許権という形で権利として保護されるためには、特許庁に登録をする必要があります。その登録をすることによって初めて、商標権だとか特許権だとかそういう権利が発生をします。じゃあ著作権はどうですかと、いうことで言うと、著作権は著作物というものに該当すれば当然に発生する権利です。特許庁に登録をする必要がありません。これが、大きな違いです。商標とか特許とかは特許庁のホームページで検索をしていただくとすぐにわかります。このロゴは商標として登録されてるんだとか、この特許は登録されてるんだなというのがすぐにわかります。なので、権利の保護対象になっているかが明確なんですよね。検索をしたらすぐわかるんで。ただ、著作権はそういう登録制度とかではないので、著作物と、いうものに該当するかどうかの

判断が必要になります。ここが著作権のまず難しいところ。一般の方にとつたらそれが著作物に該当するかどうかというのはすごく判断が難しいということになります。ここにまず難しさというものがあります。著作物についてはあとでご説明するとして、じゃあ著作物にあたって、著作権にあたれば、どういう権利の内容になるのかというのがここに書いてます。著作物を公表したりとか、変えたり、改変したり、それからコピー作ったり、複製ですね、頒布したり、翻案、翻案ちょっとあとでご説明しますね。公衆送信というのもあとでご説明しますが、こういう著作物にあたるものを公表したりとか、譲渡したり、貸したり、それから中身変えたり、それからコピーしたり、複製をどんどん作ったり。そういうような権利が著作物を作った著作者、著作権者に与えられます。ということは、他人が、他人の著作物を、こういう公表とか改変複製したりするには、原則として著作権者の許可が必要になります。わかりますかね。著作権というのは著作物に与えられたこういう公表する権利とか、独占的な権利。独占的な権利なので、他人はそれを基本的にはやっちゃ駄目と。そうすると他人がやるためには、著作権者の同意が必要ということになります。ここに書いてある通り原則としてということになります。ここでちょっと、今回の副題にもなってます。オンライン配信はどうかというと、ここは公衆送信というものに該当しますので、著作権者が独占して行うことができるものの1つになります。著作物にあたれば、こういう公表とか改変とか複製とか、そういうものをする権利が与えられて、他人がそれをするためには、原則として著作権者の許可が必要になると。これが著作権の内容。そうすると、著作権を他人の著作権を侵害しているかどうかの判断枠組みは、まず、著作権の対象である著作物というものに該当するかどうか。これがまずスタートですね。著作物に該当しなければ、著作権とかうんぬんの話出てこないの、自由に使っていいですよという話になると。著作者が誰かということもほんとはすごく問題になるんですけど、今日はちょっと時間の関係もあるので、著作者が誰かっていうのはここでは論じません。基本的には作った人です。著作物に該当しましたと、著作権の権利の対象になりましたと、次にじゃあその著作物に対して、複製とか公衆送信とか、著作権侵害の対応になるような行為を自分がしているかどうか次問題になりますね。さっき言ったように、著作権というのは、公表する権利とか独占的な権利が与えられているということになるので、

そういう独占的な権利を他人が勝手にしちゃ駄目よというのが著作権になるので、自分が著作権侵害をしているかどうかというの、そういう独占的権利を勝手に行使してないかどうかというものが問題に次なります。この①②に該当すると、原則、著作権侵害になっちゃいます。原則著作権侵害って法律違反を犯してるということになるんですが、次、3つ目。著作権法では許される場合がたくさん規定されています。①②で著作権侵害にあたっちゃったと。だけれども、例外に該当すれば、一定の条件がありますけども、許される場合というのが法律上規定されています。ここに該当するかどうかというの、多く問題になります。なので、この著作権侵害に当たるかどうかの判断枠組みはこの①②③という順番で考えていきます。これは法律家も一緒です。問題になってる事案でまず著作物に該当するかな。じゃあ著作物に該当するとしたらその人がやってる行為は著作権侵害の態様に当たるかどうか、複製してるかな、公衆送信してるかな、改変してるかなっていうのを判断して、複製してるねと、なれば次に③で許される場合、例外に当たらないかどうかというのを検討すると。皆さんもこういう頭でいていただければと思います。次、じゃあ著作物とはなんでしょうかと、判断枠組みのまず1つ目。著作物が何かということが最初に問題となって、法律ではこういうふうに書いてます。思想、または感情を創作的に表現したものであって、文芸、芸術、美術、または音楽に属するもの。これを見てもわかんないですね。わかるのは音楽がそうなんだろうとか、美術作品がそうなんだろうと、いうものはわかるんだけど、いまいちまだピンとこないですね。私がよく言うのは、アイデアとかイマジネーションとか創意工夫に基づいた個性ある表現として生み出されたものを著作物と考えましょうと。これも非常に抽象的な言葉ですけども。こういう何かこう、アイデアとか創意工夫に基づいて生まれた個性的なもの。生み出されたもの。それを著作物と言いましょ。これはどういうことかという、アイデアそれ自体を守るんじゃないんです。アイデアっていうのは人の頭のなかにありますよね。それって守りようがないんですね。具体的じゃないから。著作権法で守られてるのは、アイデアとか創意工夫によって生み出されたもの、それ自体。モノです。これはあとで具体的な事例で出てくるんですけど、意外とこれも大事で、アイデアを保護するんじゃなくて、生み出されたものそれ自体を保護する。アイデアとかっていうのを保護し始めると、逆に芸術活動とか、創意工夫

の活動が阻害されちゃう。だってほかの人がいや、それ私が持っていたアイデアです。私のほうが先でしたっていうのはもうキリがないので、著作権法の世界では、生み出されたものそれ自体を保護しているということになります。ではちょっとここで具体的に著作物に当たるかどうか、皆さんで見たいと思うんですが、①、小説、漫画、音楽、映画、絵画、イラスト作品、プログラムって書いてますけど、これはもう○って書いてますね。これはもう著作物です。2つ目、じゃあ新聞記事どうでしょうか。これはちょっと時間の関係もあるので、これは△。なる場合もあればならない場合もあります。じゃあ写真はどうでしょう。写真は必ず著作物に当たると思う人手を挙げてください。リアル出席の方。必ず著作物に当たる。じゃあ写真は必ず著作物にはならないと思う人手を挙げてください。どっちもあり得るという方。どっちもあり得るが少ないですか。これは、△なんです、どっちもあり得るんですねえ。なぜかという、写真というのは被写体がパブリックなものも写真ですよ。さっき言ったこうアイデアとか、創意工夫に基づいて生み出されたものかどうかというのは、その被写体とか、構図とかによって当然変わってくるんですよ。私が観光地で撮った写真が全部著作物として保護されるか。それをネットにアップしてほかの人が同じような写真撮っていたら、それで著作権侵害になるかという、それはそうではないと。具体的な事案を見たいと思うんですが、これは前のスライドにしか出てないです。皆さんのお手元には印刷されてないものですが、いくつか裁判例を紹介したいと思うんですが、これちょっと白黒で大変申し訳ないんですけど、スイカが並んでるんですね。これ、無茶苦茶有名な裁判例なんですけど。この写真がさっき私が言ったように創意工夫に基づいて生み出されたかどうか。構図とか被写体に独自性があるかどうかでいうとどうでしょう。著作物にあたると思う人。手を挙げていただければ。当たらないと思う人。ああ、拮抗していますね。これ実はあたるという裁判例です。自分で構図を創意工夫して作ったっていう、ザクっとしたご説明ですけど、そういう認定をされているので、この写真は実は著作物に該当します。その次、いきますね。「書」、「書」っていうのは書道の書ですね。これも、結論から言うと、どっちもあり得るんですね。どっちもあります。こっから先に出てくるもの全て、実は、どっちもあります。全部△です。じゃあ次、具体例。この「書」、これじゃあ著作物にあたると思われる方、手を挙げてください。これは

大多数ですね。あたらないと思われる方。これあたるといふ裁判例です。「書」っていうのも、独自の書体、これ目録括弧一って書いてますが、もっといっぱいあるんですね、ほかにもね。なので、「書」は、独特のものであれば、独自性があれば認められるということになります。次いまして。タイトル、フレーズ、キャッチコピー。こういうのもよく言われるんですけど、これもどっちもあります。創意工夫があるのかどうかとか、そういう観点から見られます。次⑥。キャラクターも、どっちもありまして、キャラクターっていうと皆さんどっちかっていうと、当然なるんじゃないかと思う人のほうが多いかなと思うんですけど、すごく有名な事件でポパイ事件最高裁判決という事件があります。これ何かと言うとポパイってまさにあのポパイです。このポパイ事件最高裁判決では、キャラクターそのもの、それ自体は著作物ではないと判断しました。それはなんでかという、さっき私が冒頭で言った、アイデアとか、そういうものそれ自体を保護するものじゃないと。キャラクターっていうのは、何かに具現化されたら、漫画とか映画とか写真とか、カレンダーとかなんでもいい、ポスターとか、そういうものに具現化されて生み出されたものそれ自体は著作物に当たるんですけど、キャラクターという抽象的な概念。たとえばポパイで言うと、顔が丸くてとか、服の色がこうとか、そういう具体、こういうイメージ、抽象的なものそれ自体は保護にはならないと。それによって生み出されたものが、著作物の対象になるんだよというのを明示した最高裁判決のこれすごく有名なポパイ事件。ポパイというイメージキャラクター、そのイメージ自体が著作権の対象になるのではなくって、ポパイっていう漫画であつたりだとか、ポスターであつたりだとか、そういうものが著作物になると、いうことになります。次、商用ロゴ。これも実は△でして、これ、アサヒですね。これ著作物と思う人手を挙げていただけますでしょうか。半分ぐらい。著作物ではないと、と思われる方。少数。今回は著作物ではありません。これは、そんなに独自性がないということなんですね。これね、非常に境は曖昧です。裁判例は、このすごく細かい認定をしていて、ほんと読むといろいろおもしろいんですけど、デザインとか書体というものそれ自体は、ここに書いてあるのを読むと、デザイン書体も文字の字体を基礎として、これにデザインを施したものであるところ、文字は万人共有の文化的財産と呼ぶべきものであり、また本来的には、情報伝達という実用的機能を有するものであるから、文字の字体を基

礎として含むデザイン書体の表現形態に著作権としての保護を与えるべき創作性を認めることは一般的には困難であると。仮にデザイン書体に著作物性を認め得る場合があるとしても、それは当該書体のデザインの要素が美術の著作物と同視し得るような、美的創作性を感得できる場合に限られると。そういう美的なものであればロゴでもなるんですね。これは美的じゃないというふうな評価をされて著作物には当たらないという評価になってしまったということでございます。建築物っていうのはもうどっちもあり得ます。ここで何が言いたいかというと、法的に著作物に該当するかの判断、本当に非常に難しいということです。皆さんの感覚でも、今、意見が分かれたようにすごく難しいということです。なので、他者が創作した何かっていうのは基本的には著作物に当たるんだということで、もう著作権があるというふうに考えるということが自分の身を守る上で非常に重要になります。他人が作った何かっていうのはもう著作権があるんだと、いうことで考えていただければと思います。著作物の話は以上で、著作物に当たるかどうか判断したあとは、じゃあ次、著作権侵害の態様に当たるかどうか。先ほど見た通り、著作権の内容っていうのは公表とか複製とかですね。最後の赤に翻案と書いてあるんですが、これ何かって言ったら、真似るということです。ほんとに乱暴な定義ですけども。複製っていうのはコピーですね。翻案っていうのは真似るとか、改変するとかも含むんですけど、そういう概念のことを言います。じゃあ、複製に当たるかどうかとか、要は著作権侵害の態様になるようなことをしてるかどうかっていうのはどういう判断基準で決めるのかというと、2つの考え方を裁判所は取っています。依拠という概念と類似という概念です。これも一般用語でも出てくるので、だいたいイメージはつくと思いますけど、何々に依拠するっていうのは、それに基づいて作ってるとか、それに着想を得て作ってるとか、ですね。そういうのを依拠と言います。類似っていうのは、直観的に似てるかどうか。本質的特徴の直観的感得というふうな表現したりするんですけど、依拠も類似も本質的な特徴、著作物の本質的な特徴を捉まえてそれに依拠して作ってるか、もしくはそれに本質的特徴をまさに類似して作ってるかどうかっていうところで、それが複製なのかどうなのか、翻案なのかとか、そういう形で判断をされていきます。と見ると、著作権侵害の対応っていうのもこれはどちらかというと、著作物の該当性よりも簡単なんじゃないかな、判断しやすいんじゃないかなと思った

りするかと思うんですが、これもちょっと具体的に見ていきましょう。著作権侵害の態様、オンライン配信、これさっき言ったように、公衆送信というものに該当します。これは覚えといてください。じゃあ、コピーアンドペーストとか転載って、著作権侵害の今言った複製とか、公衆送信、翻案、なんでもいいですけど、本質的特徴を捉えて、それに依拠して、もしくはそれに類似したものを作ってるかどうか。で言うと、コピーアンドペーストとか、転載ってというのは著作権侵害の態様になるでしょうか、ならないでしょうか。なると思われる方、手を挙げていただければ。ならないと思う方。わりとならないと思われる方もいると。コピーアンドペーストってそのまま複製してるってことですよ。まったく同じものをコピーしてペーストして貼り付けてるってということなんで、これまさに複製というものにあたります。それに依拠して本質的なもの、本質的というか、もうコピーアンドペーストってのは、同じものを貼りつけてるということなので、まったく同じものを作ってる。本質的特徴をまったく同じものとして、作ってるということになるので、これは複製に該当します。次、模倣ってというのが、真似ることってというのは当然よくありますね。作品を作る場面でも当然よくあると思うんですが、これ非常に悩ましい。もとの著作物に依拠してるかどうか、類似してるかどうかって判断が必要になるんですけど。次、これも裁判例ですが、この右と左の絵を見ていただいて、右側がもともとの著作物、これは著作権、著作物なんですね。もともと著作物にも該当するって判断なんですけど。右と左を見比べて、著作権侵害の態様になってるかどうか。複製なのか翻案なのか置いとくとして。さっき言った本質的特徴を捉えて、それに依拠して、もしくは類似した作品を作ってるかどうかで言うと、右と左見比べて、右から左でもいいですけど、著作権侵害の態様にあたると思われる方、手を挙げていただければ。半分ぐらい。あたらないと思われる方。結構いらっしゃいますね。これね、あたらないという判断なんですね。それなぜかという、さっきの依拠と類似ですけど、依拠ってというのは独自性があるかどうか。似てたととしてもまったく独自の発想に基づいて作られたものであれば、それは偶然似ることもあるだろうと、だからそこに依拠してるかどうかってというのは、そこに独自性があるのかどうか。それから、もともとありふれたものであれば、それって誰がやっても一緒なんですよね。ありふれた表現が似てたととしても、それって別に誰が作ったって同じものができあ

がるという話になるので、それでいうと、これはそんなにどこに何の特徴があるかっていうとすごく難しいんですよ。漫画のキャラクターっていうわけでもなく、これはありふれた表現、それが、似ているということなだけなので、特にこの元の著作物に依拠して作ったとは言えない。もっと細かいことは裁判例では言ってるんですけども、これ自体は著作物にあたるんだけれども、似たものを作ったとしても、本質的特徴を侵害してるものにはならないということで、著作権侵害を認めませんでした。次、ダウンロード、スクリーンショット、トレース、パロディっていうものもありますね。ダウンロード、これはよく見ますね。これ複製に当たるんですかっていう議論がよくあります。これちょっとあとでご説明をしますね。スクリーンショットって、コピペとほぼ同じなんで、これは複製に当たるかどうかっていう話ですね。トレース、描き起こし、これちょっとあとでご紹介をします。トレースはあの漫画家さんでもよくありますけど描き起こしするやつですね。じゃパロディはどうかとか、これもいろいろですね、結構、問題になるんですが、具体例。右の写真が、これ写真としての著作物です。著作物の前提です。左が、これ漫画か何かの一場面なんですけど、こう開いてるページの背表紙に、写真と似たような絵が描いてますね。これ著作権侵害と思われる方。著作物が右の写真です。出来上がり、違う完成物が左なんですけど、著作権侵害、複製に当たるとと思われる方は手を挙げてください。お、いない。著作権侵害じゃないと思われる方。これは今までの議論で皆さん感覚をつかまれたということですね。これは著作権侵害じゃないという判断なんですけどね。でも写真自体は著作物なんです。これも言うたらありふれた表現なのと、ちょこちょこ変えてはるんですよ。まったく同じものを作ってるかというところとそういうわけじゃあないというのと、ちょっと裁判例でこれ紹介しましょうかね。裁判所がどういう判断をしているかということですね。本件イラスト、イラストの方は、本件写真素材に依拠して作成されてはいるんだけれども、本件イラスト、本件写真素材を比較すると、いろんな点で違いがあります。たとえば写真の方は、なんか背景をぼやかしてる特徴がある。けれども、別にイラストの方はそうじゃないとか、いろんな細かい点を指摘して、こういうところは一緒だけど、こういうところは違うと。違うところはある意味本質的なものなんだと。この写真で言うと背景をぼやかしたりするところに特徴なのにも関わらず、そういう特徴のところは別に真似し

てないと。だからもう別のものなんだということで、これについても著作権侵害を認めなかったと。結びとしては本件写真素材の表現上の本質的な特徴をこのイラストは直接感じさせるものではありませんと、いう判断をして著作権侵害にはあたりませんと、いうふうにしています。という形で、この著作権侵害にあたるかどうかはやっぱり結構難しい。著作物にあたるかどうかは難しかったし、著作権侵害の態様にあたるかどうかというのも判断が難しい。本質的な特徴をそのまま依拠して、もしくは類似したものを作っているかどうかという法的な判断になりますので、ここも結構難しくなります。次に、じゃあこれで①②、さっきの判断枠組みで著作物にも該当します、著作権侵害にも当たりますと、いうことで、じゃあ原則著作権侵害になっちゃうということになるんですが、申しあげました通り、著作権法では、著作権侵害に当たったとしても、例外的に許される場合をたくさん規定してます。ここに規定してるのは本当に一部なんですけど、大事なものなので、今日はここだけ覚えて帰ってください。①、私的利用。これもよく皆さん聞くかなと思います。②、写り込み。これはオンライン配信のときに非常に大事になります。③、引用。これは実際上の裁判では一番問題になるケースですね。④、公開された美術作品とか、ここはちょっともうここだけの紹介だけにしますけれども、そういうものも例外にあたる。⑤は、これ法律に規定されているものじゃないんですけども、ちょっとあとで紹介します。許容される場合、私的利用。これは個人的にまたは家庭内、その他、これに準ずる限られた範囲内において使用すること、です。有名な問題としたら、違法アップロードであることを知ってダウンロードする行為。これ昔は OK だったんですけど、法改正でこれ駄目ですと、これは私的利用に当たりませんと、いうふうに考えられています。この私的利用っていうのは、皆さんが思っているよりも狭い概念です。本当に自分だけで使ってる時だけです。ネット上にアップとかブログにアップしたらもうその時点で私的利用じゃありません。ちょっとでも不特定多数の人が関与するような利用形態になると、私的利用としては認められません。よく自分のブログとか、自分の備忘録とか、自分のためだけにしか使っていないです、っていうことを言ったりするんですけど、ちょっとでもそこに不特定多数者を関与させるような利用形態であればもう私的利用とは認められないので、皆さんが思っているよりも狭いと思ってください。次、写り込みという考え方がありまして、これ

何かと言うと、著作物を分離することが物理的、社会通念上難しく、付随して写り込んでしまう場合。これ何かと言うと、たとえばネット配信、オンライン配信するときに、自分の家の後ろにキャラクターが映り込んだポスターとか、カレンダーが映っちゃった場合。ネット配信、オンライン配信はさっき言ったように公衆送信と言って、著作権侵害の対応に当たるんですね。ポスターとかカレンダー、著作物です。当然、それをそのまま映す行為っていうのは、形式的に言うと著作権侵害になっちゃうんですね。だけれども、ある意味、偶然、映り込んでいて、そこに特段の意味はないんですよ。カレンダーがあることによってそのオンライン配信が何か意味を持っているかという、別にあるがなかろうが関係ない話。かつ、カレンダーだったら外せるんですけど、物理的にもそれが分離できないときも当然よくあります。そういうときはある意味仕方ないということで、それが正当な目的があったり、その範囲が狭いとか、そういうような条件があれば、映り込みとしてもうそれは仕方ないよねということで、著作権侵害であったとしても許容されるということになります。これ似たような裁判例がありまして、雪月花事件というんですけど。これも、写真が暗くて申し訳ないんですけど、これ住宅かなんかのカタログの一部の写真に、「書」が写っちゃってるんですよ。これ全体写真から見るとほんとにごくごく小さい写り込みなんです。裁判例、古い裁判例なんで、写り込みっていうものを厳格に、厳密に論じたんじゃないんで、複製っていう考え方をすごく狭く解釈した裁判例なんですけど、考え方は同じで、形式的に見ると「書」、著作物をそのまま写しちゃってるので、形式的には著作権侵害になるんだけど、あの「書」があることによって何か、特段の意味がそこにあるわけじゃないんですよ。かつ、全体の写真からするとすごく小さい範囲で、カタログに写真載せるとその全体、家の一室を写してるんですけど、その全体を写すという目的の下で写ってるだけなんで、それらをもってして形式的に著作権侵害というのはやり過ぎだよと、いうことで、これは著作権侵害じゃないと、例外に当たるという判断をしています。これ写り込みはオンライン配信のときに非常に使えるというか、使う概念、考え方です。ただ、たとえば、キャラクターを意図的に映し出して、それで、閲覧回数を稼ごうとか、そういう目的があると、いかに小さくても、著作権侵害になります。あくまでも、分離することが物理的、社会通念上難しいとか、正当な目的とか、やむを得ずに映っていると

というようなケースが映り込みになるので、実は隠れた意図があれば、それは著作権侵害になったりしますのでご注意ください。引用、これが実は一番著作権法のなかでは問題になるケースでたくさん事例があるんですが。公表された著作物は引用して利用することができる。こういうふうに例外規定が定められていて、公正な慣行に合致して引用の目的上、正当な範囲内であれば引用してもいいですよ。引用って聞くと、たとえば論文書くときに、他人の論文の内容を引用するとか、新聞記事ではかの記事が引用されてるとか、そういう引用をイメージされると思うんですけど、それだけじゃなくて、いろんなケースで使えます。ほかの人の作品を自分の作品に使うときも、引用概念が使われたりもします。なので、すごく広く著作権侵害が問題となる多くの場面で引用に該当するかは問題になります。だからこの概念は覚えといたほうがいいんですけど、じゃ、どういう基準で決められるかと言うと、昔は、この左側。区別が、引用しているところとされているところの区別が明確だと。明瞭だということと、あとは引用して利用する側があくまでもメインで、引用されている側があくまでもサブ、従。主従関係って言ったりするんですけど、こういう関係性にあれば、引用してたとしても、ほかの著作物を自分の作品で流用して使ったとしても OK ですよということになります。最近では、こういう区別が明確とか、主従関係があるってということよりも、他人の著作物を利用する側の利用の目的とか、その方法とか態様、利用される著作物の種類や性質等が著作物の著作権者に及ぼす影響の有無、程度とかを総合的に考えて、それが果たして正当かどうかというのを見て、引用かどうかを判断するという考え方に変わってきてます。主従関係がどうかとか、区別が明瞭かと言うよりも、その引用しないといけない理由があるのかどうか、それによって著作権者が被る不利益がどうなのか、っていうことを判断して、引用かどうかを判断するという考え方が最近あります。ここの右側の裁判例、知財公判、平成 22 年 10 月 13 日って書いてますが、これ、どういう裁判例かと言うと、鑑定書です。美術の鑑定書に作品を添付してるんですね。鑑定書に作品を、鑑定した作品の写真を貼り付けていると。これって引用として OK かどうか。どう思われますか？鑑定書に鑑定した美術作品の写真を貼り付けて、この作品をこういうふうに鑑定しましたっていう説明書きの説明に使う。これ、引用として OK と思う人、手を挙げてください。OK じゃないと思う人。いる。これは OK なんですね。これは

鑑定書にその著作物である作品を紹介することってある意味必然だし、その方がわかりやすいし、それによって著作権者が被る不利益ってというのは基本的にはないというような判断がなされて、著作権侵害じゃない引用にあたると、いうふうな判断をしています。許容される場合の 5 つ目、クリエイティブコモンズライセンス。これは法律で定められたものではないんですけど皆さんご存知かな。こういう、ロゴ見たことありますか？これ、何かって言うと、クリエイティブコモンズライセンスというものに登録をしている人っていうのは、自分の作品をこういう条件下であれば使っていいですよっていうのを、意思表示してるものです。これはアメリカのクリエイティブコモンズっていう、もともと団体があって、著作物の流通を、適正な流通をどんどん促進していこうという考え方で、こういう団体が作られて、日本にもあります。この、最後の URL 検索していただくと、クリエイティブコモンズライセンスっていうライセンスが付された作品とかを検索することができますので、これはもともと事前同意があるっていうことですね。著作権者の同意があれば、著作物利用できることになるので、こういうのも活用していただくといいかなと思います。最後、オンライン配信特有の問題ということで、いくつか挙げてます。オンライン配信は繰り返しの通りですが、著作物をそこで挙げちゃうと著作権侵害にあたり得る可能性があります。ただ、教育目的の配信の場合は自由化されたりしています。これ、新しい制度なので、ここも URL 書いてますけども、もしそういうご関係の方はチェックしていただいたらいいかなと思います。平成 30 年の 5 月改正で教育機関による完全オンライン配信事業等が一定の補償金支払い等を条件に可能になりましたというところです。これも教育目的の配信の場合は使える制度なので、ぜひ確認してください。それから映り込み、さっきご紹介しましたね。オンライン配信のときには、映り込みであれば著作権侵害にならないので、そういう考え方を頭に入れていただくと。それから一部のデジタルアーカイブ活動促進ということで、著作権法 47 条でいろいろ定められてます。これ、ちょっともう説明省きますね。よくある、歌ってみた動画って、あれ、なんでいいのかなと思われたりすると思うんですけど。これは、JASRAC って聞いたことありますか。音楽の著作権を管理する団体です。JASRAC と YouTube とかっていうのは契約をしています。その契約範疇にある音楽っていうのは、基本的に歌ってみた動画であれば使っていいですよということになります。

でも、もともとの CD の音源をそのまま使うのは駄目ですとか、条件がいっぱいあります。自分で演奏すれば OK とか。そういういろんな条件があるので、ここ最後 URL 書いてる利用フローチャートっていうのが非常に便利なので、もし歌ってみた動画を上げたいという方は、この利用フローチャートをきちんと確認をいただいて、ほんとにそれが著作権侵害にならないかどうか、確認をしてください。原則は当然著作権侵害ですので、そこはご注意ください。まとめということで、最後に著作権で書いてるところですが、最低限の法的知識の取得ということが非常に大事なのと、直感とか感覚を養うこともすごく大事です。今日、皆さん、私が手挙げてくださいと言ったなかで、手を挙げていただきましたけれども、すごく著作権侵害かどうか判断難しいです。弁護士とか法律家も難しいんですけど、感覚を持っているということも非常に大事。特に著作権侵害かどうか感覚的ところがすごく大事になってくるので、そういうのを養っていただくということも大事になりますので、いろんなこういう場面とかをご利用いただければよいかというふうに思います。駆け足になって、そもそも時間もオーバーしてしまい、大変恐縮ですけれども、少しでも皆さんの活動のサポートになればというところがございます。今日はご清聴ありがとうございました。以上です。」

田中氏「皆さん、こんばんは。税理士の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。私のほうは、この後半、50分ほどですけれども、文化芸術に求められるバックオフィス知識を身に付けようというなかで、皆さん、既に確定申告をされてる方も当然いらっしゃる、まだこれからされるという方もいらっしゃると思いますけれども。今日はかなり基礎的な部分からお話をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。私、ほんとに簡単に自己紹介なんですけれども、普段は大阪で税理士をしておりますけれども、どちらかと言うとクラウド会計だとか、そういったリモートで、顧問契約と言うか、させていただいてる関係上、いろんな地方でお客さんいらっしゃるんですけれども、そういった、クラウド会計のフリーだとか、マネーフォワードとかっていうのも今、最近では聞かれてる方、たくさんいらっしゃるかなと思うんですけれども、そういった会計ソフトの導入支援を中心にさせていただいております。なんで京都なのかと言うと、今、京都市のソーシャルイノベーション研究所というところで、産業支援機関なんですけれども、ビジネスを通じた社会課題の解決だとか、社会を

よくしようというような事業者さんの支援を、させていただいております。愛称で SILK, 頭文字として SILK っていうふうに呼んでいただいているんですけども、中心としては、これからの 1000 年を紡ぐ企業認定という形で、企業認定制度の認定された企業さんの支援をしたりだとか、イノベーション・キュレーター塾という形で、人材育成ですね。やっぱりいろんなビジネスモデルが変わりゆくなかで、起業家さんであったりだとか、我々支援者も考え方を変えていかなければいけないということで、そういった人材を育成するような塾を開催しております。お手元のほうにお配りさせていただいたものが、私たち、これまでの 5 年間の活動報告という形になりますので、ぜひご一読いただきたいと思いますし、オンラインで見ていただいている方に関しては、SILK のホームページのほうに PDF すべて載っておりますので、ぜひご一読いただくとありがたいなと思っています。それから今日の資料ですけども、配布はしてないんですが、後日 PDF でお送りさせていただきますので、前のほうご覧になっていただけたらなというふうに思っています。普段なんですけども、私、こんな感じで、これもイラストレーターさんに書いていただいているんですけども、私が地方の企業経営環境を見てて思うことを、イラストにさせていただいているんですけども、やっぱり私たち税理士は起業家さんによく接するんですけども、すごくビジョンを持って、いろんな価値を社会に届けたいというふうに思われている方はたくさんいらっしゃるんですけども、やっぱりバックオフィス関係の周りですね。確定申告とか、よくわからないんで全然悪気はないんですけどやってないという方もいらっしゃるだとか、我々のような専門家も、当然税の知識はたくさんあるんですけども、IT の知識あんまりわからないとかっていう形で、起業家さんがクラウドでやりたいんですって言っても専門家がわからないみたいな感じで、起業家さんのクラウド推進みたいな、ディフェックスとかっていう言葉も最近ありますけれども、そういったものを止めてしまっている環境があるとか。逆に経営者さん、中小企業のなかで、バックオフィスで働く人もやっぱりそういったクラウド推進だとか、IT 改革みたいなのをしたくない方もいらっしゃるだとか、地域もそうですね、京都市さんもそうなんですけれども、起業家育成をしても東京に行っちゃみたいなの環境があって、なんとかしたいなと思いつつながら、私は総務ナイトみたいな形で、バックオフィス人材で働く人たちが横につながるバーみたいなものを作れた

らしいなと思っていて、すごくライトな感じでバックオフィスの重要性みたいなことをお伝えさせていただいています。いろいろと note だとか Facebook とかでも配信しておりますので、ぜひご覧いただけたらなというふうに思っています。そのなかで、個人事業者のための確定申告にまつわる 10 の話みたいなお話を、いろいろと発信するなかでご好評いただいている部分があるので、今日はその内容を切り取りながらお伝えしていけたらなと思いますので、すごく楽な感じで聞いていただけるとありがたいなと思います。だいたいこんな感じなんですね。フリーランス 1 年目で初めての確定申告みたいな感じなんですけれども、クラウド会計ソフトもあんまりよくないところはあるんですけれども、テレビ CM なんかで、誰でも会計ソフト使ったら、確定申告簡単にできますみたいな感じで、なんとなく入力していくと、なんとなくできるようになってるんですね。なんとなく申告書できてるんですけど、税理士さんみんな口を揃えて言いますけれども、ああいったクラウド会計ソフトを自分で使ってやっている申告書って、ほとんど間違えてるんですね。できているつもりなんですけれども、全然できてないみたいな形が、最近、特に増えてきていて、手作業でしかできてなかった時代っていうのは、一生懸命勉強して手作業で仕分けをきつとやったりとかしたんですけれども、なんとなくできるようになってしまってるので、すごく間違った申告書が増えています。そもそも 1 つ目なんですけれども、どうして確定申告しないと駄目なのっていうことなんですけれども、from 年貢 to 確定申告みたいな感じで書いてるんですけれども、確定申告って皆さん毎年面倒くさいなみたいな感じに思ってるしやるかもしれないですけども、すごく画期的で民主的な制度なんですね。自分がいくら収入を稼いでいて、いくら自分が使ったのかを、最初の一步目は自分で決めれるんですね。自分で納める税金を決めるって、これかなり画期的な、民主的な仕組みになっていまして。ほんとに民主主義の根幹だというふうに言われます。なので、最近の風潮としては、全部収入を把握してもらって、勝手に税金とか決まったらええのになみたいな流れとかも結構あったりとかも、ネット上では、そういった意見もあったりするんですけれども、やっぱり国家っていうのはすごく怖いものでもありますので、私たちは確定申告とか、すごく真摯に向き合ってほしいなと思っています。なので、一方的に取られる税から、自分で計算して納める税みたいなことを書かせていただいているんですけれども、皆さん独立

して、お仕事をされるなかで、自由な生き方とか働き方っていうのと、自分の財産から強制的に取られるような税っていうのは真剣に向き合ってセットで考えてほしいなと思っています。きちっとした書類の保管だとか申告っていうのは誰のためにやっているかって言うと、自分を守るためだと思ってください。なんでこんな領収書とか丁寧に置いとかなあかんのとかっていうのは、きちっと自分が使った証拠を残すためだと思っていただいて、きちっと自分の確定申告をしていくっていうようなイメージを付けていただけたらなというふうに思っています。確定申告ってじゃあそもそもなんなんっていう話ですけども、自分で所得を計算して、法律通りに税額を計算して、自分で納めるという仕組みになっていますので、基本的に個人事業の方は、1年、ですね。1月1日から12月31日までの自分の所得、儲けを計算して、来年の3月15日までに申告書を作って税務署に提出する。同じ日までに所得税の確定申告と納付っていうのを3月15日までする、という形でしています。合わせて住民税の納付も必要になるんですけども、住民税っていうのは所得税の申告に基づいて、その通知が6月ごろにやってくる仕組みになっています。これは確定申告書なんですけれども、右側がその様式になっていまして、左上に赤い枠作っていますけれども、まずここからスタートするんですね。どうやって計算するのっていうことなんですけれども、お金には色があるっていうことを書かせていただいているんですけども、まず収入に応じて10種類に区分されてるっていうのをご存知の方はいらっしゃるのかなと思うんですけども。給与所得とか、事業所得みたいなんはちょっとイメージ付くかもしれないですけども、雑所得ですね。事業でされている方って当然事業所得って言われるような所得になります。事業と言えない規模でやっている方だとか、その他の雑多な所得みたいなんは雑所得みたいなんに分けられたりだとか、それ以外に、ちょっと今日はあんまり深入りしませんけども、不動産賃貸をしていたら不動産所得だとか、いろいろ所得分かれています。なんでこんな10種類に区分するのみみたいな、すごくややこし過ぎてなんでそんなことせなあかんねんっていうことなんですけれども、それぞれに担税力って言われる言葉なんですけれども、税金を納める力っていうのは当然違いますよねっていう話なんですよね。よくあるのが、居住用不動産を譲渡した場合みたいに、自分が住んでた家を譲渡した。1,000万円ぐらい利益出たんですけど、そこに課税をされてしまうと、ほかの所得と一緒に

ように課税をされてしまうと、自分が次住みかえるとき、すごく大変になってしまったりとかするので、居住用の不動産を譲渡したとき、自分の持ち家を譲渡したときなんかは、すごく税額が控除があつたりとかするので、そこにはあんまり税金かけないでおこうというような、いろんな配慮があるので、10種類の区分をしているというような形になっています。結局のところ、それぞれの所得を合計して、所得金額みたいなものを出していきます。その下ですね。その所得金額に、じゃあ全部一律に同じように税金かけていいのかっていうお話なんですけれども、結局そうじゃないよねっていうお話なんです。その部分が所得控除っていう部分ですね。当然、今年1年すごく病院に行ったとか、あんまり働けなかったとかっていうような方には、当然医療費控除という形で、ある程度、そこには税金をかけないようにと言うか、ちょっと減免してあげようという制度があつたりだとか。扶養控除ですね。やっぱり家族が多い人は同じ収入であっても、同じように税金をかけてしまうと、やっぱり家計が大変ですよっていう形で、私生活の状況を税負担に考慮するような仕組みっていうのが、所得控除っていうところになります。なのでさっきの10種類の儲けに対して、こういった私生活部分に関する考慮をするっていうのが所得控除の部分になります。結局いくらなんっていう話なんですけれども、そういった個々人の事情を反映したあとの金額っていうのを、課税所得っていうんですけれども、課税所得に対して、所得税は累進税率っていう形で、たくさん儲かっている人に対してはたくさん税金かけるっていう仕組みになっています。だいたい、そうですね、課税所得が190万以下の方は5%ですね。5%からいって、所得が数千万円になってくると45%ですね。今、最高税率45%ですけども、所得が高い人はたくさん税金を払うという形になります。これにプラスして、住民税っていうのが、一律10%かかりますので、最低でも15%、税金を払うっていうような仕組みになっています。なので、皆さん所得があれば、15%以上は所得税と住民税を合わせて納めてるっていう形になります。フリーで仕事をされてる方ですね。ライティングをされてる方だとか、カメラマンとか、という方ですね。請求をしたときに、源泉所得税という形で事前に取りられてるような税金があります。その部分に関しては先納めしてる部分なので、その部分が返ってくる可能性っていうのも往々にしてありますので、確定申告、なんか全部納めなあかんからすごく嫌やなみたいな感じに思われるかもしれない

ですけれども、結構、フリーランスの方っていうのは、還付になったりします。というのは、源泉所得税 10%ぐらい取られていますので、最低税率 5%の方になれば、その部分、5%部分返ってくる形になりますんでね。納付せなあかんというよりも還付になる可能性っていうのもあるので、きちっと確定申告したほうがいいですねっていうお話になります。ざっと確定申告書の説明をさせていただいたんですけれども、実は確定申告書を作るっていうのは、そんなに難しくはなくて、最終的にできない、難しいってなっても、自分のきちっと事業で儲かったお金とか、計算されてて、収入と支出の部分っていうのは計算されていて、そういった資料を来年 3 月ごろ税務署に持っていけば、確定申告書を作る部分に関しては、サポートするような体制っていうのはできていますので、この辺りは仕組みさえ知っただけでいただけたら充分かなというふうに思っています。でも、税務署がしてくれない部分ですね、皆さん自身がどうしてもしなければいけないことを、これからお話していかないといけないかなというふうに思っています。皆さん自身がいくら収入があって、いくら経費を使ったのかっていうのは、税務署は計算してくれないですよ。わからないんです。なので、皆さんがきちっと計算しなければいけないっていうところは、ここの部分になります。収入っていうのは当然皆さん大丈夫かなというふうには思うんですけれども、そこから事業にかかった必要経費みたいなものを引いたところが事業所得ですね。儲けの部分になります。ここの計算が一番大事です。まずは事業所得、利益を計算することです。確定申告、じゃあいくらからせなあかんのですかっていうお話をたくさん聞かれるんですけれども、結構難しいところはあるんですが、さっきの所得控除の話とかもあって、個々人の事情を見ないとちょっとわからない部分があるんですけれども、最低限でも基礎控除っていう形で、年間 48 万円までは税金をかけないっていうものがありますので、そこを超えるようだったら、税金は 0 かもしれないですけれどもきちっと計算はしておきましょうというような話はお伝えさせていただいています。今年、特にコロナの影響で、減収の証明をしないとイケないっていうことで、けども、今まで確定申告してなかったからその証明ができなかったっていうことも結構お話がありまして、困っておられる方もたくさんいたかなというふうに思うんですけれども。やはり、継続的にこれを超えるような金額で事業をされている方であれば、もう確定申告はしておいたほうが、今後も何がある

かわからないところもありますので、きちっと申告をしておいていただくと、いいなと思っています。今回、関心のある方はいらっしゃるかちょっとわからないんですけども、副業で、そういった芸術活動とか、事業をされてる方っていうのも最近が増えてきてるかなというふうに思うんですけども、じゃ、そういった人たちっていうのは確定申告どうしたらいいんですかっていうお話なんですけれども。本業で会社員、給与所得をもらっててっていう方に関しては、いくらから確定申告しないといけないんですかっていうお話なんですけれども、一番下に書いてある米印の部分ですけども、副業の場合は、雑所得っていうような所得に、一般的には当たりますので、収入から、売り上げから自分がかけた経費みたいなものを引いて、それが、利益の部分が 20 万円を超えるような方に関しては確定申告が必要になります。余談ですけども、勤務先にばれたくないんですみたいなこともあったりとか、確定申告したらばれるんですかみたいな話を聞くんですけども、確定申告をするときに給与収入以外の住民税は自分で払いますみたいなチェック欄があるんですね。そこにチェックすると、会社に住民税の徴収の通知が行くんですけども、その部分に副業部分は入らないので、そのチェックを入れてると、住民税の額が上がって、会社にばれるみたいなことはなくなるので、そんなに恐れなくていいかなというふうに思います。ということで、結局は最初の事業所得がいくらあるんですかっていうことを、皆さん自身がきちっと計算しなければいけないというお話でした。結局それはどうやって出すんですかってなると、収入から必要経費を引くっていう話ですね。収入の部分は皆さん請求書出したりだとか、貰った金額っていうのがあるので大丈夫かなと思うんですけども、ここから払った領収書の整理をどうするのかとか、これは経費に入るんですかとかですね、たくさんあるんで、いくつかご紹介したいなというふうに思っています。そもそも計算をする前に領収書も 1 年分束になって、もうわからへんみたいな状況で、年末にどうしようとかいうようなお話たくさん聞くんですけども、きちっと仕組みを整えておくというのがすごく大事で、だいたい月別に分けるっていうのが多いかなと思います。なので、1 年間束になっているというのはすごくしんどいんですけども、こういったファイルボックス、12 等分されてるようなファイルボックスですね。こういったものを、まず最初はやってみて、っていうのをお勧めをさせていただいてます。1 カ月ごとに整理して、

そこのボックスに入れとくのが、まず大事ななと思っています。別に、ボックス買わなあかんのですかって言ったら、別にそうではなくて、私なんかは封筒にガサッと1カ月分ずつ入れてるんですけども、そんな感じでも構いませんっていうのと、ノートに貼り付けないといけないんですかみたいなとか、ノートに貼り付けないといけないんですみたいな指導をされてる方もいらっしゃるんですけど、それは好みなので、きちっと整理して、日付順に並べたいみたいな人だったら、そのほうが落ち着くっていう方だったら貼り付けてもいいと思いますけれども、全然ガサッと置いといていただいて。何が大事かって言うと、言われたときにすぐそれが出せるっていうのであればどういった体制でも構いませんっていうことですね。それからいつまで置いといたらいいんですかっていうお話なんですけれども、これ7年間保存になります。一応、これは7年、どう聞かれても7年間置いといたほうがいいですっていうことはお答えしています。と言うのも結局これは自分を守るためなんですよね。最悪の場合、税務調査が入って、7年間遡る可能性があるんですけども、7年間遡ったときに、領収書をもう捨ててしまったってなると、自分を守る術がないんですよね。なので、7年間置いとくっていうのは、結局は自分を守るためなので、ちょっとスペースが大変なところはありますけれども、7年保存っていうのは覚えといていただけたらいいかなと思います。これは経費になりますかみたいなお話なんですけれども、これ、左のほうは、ちょうど知り合いのカメラマンが、今展示やってるんですけども、そこを見に行ってたときに、お客さんが聞いてはったんですけども、絵を買ったら経費にできますかみたいな話ですよね。皆さんも結構関心があったりだとか、買われる方に経費になるかどうかみたいな、いうのもあるかもしれないんですけども、これ、一概には言えないんですよね。わかりませんとしか言いようがないんですね、私としては。たとえばその買った絵を、飲食店をされてる方がお店に飾るとかいうのであれば、それは当然経費になるだろうというふうには思いますけれども、当然その買った絵を自宅に飾るとかっていうのであれば、それは事業とは関係ないですよっていうお話になりますね。なので、これはほんとに1例なんですけれども、必要経費かどうかっていうのは業種によってほんとにそれぞれになりますので、一概には言えないとしか言いようがないですね。1つの判断基準としては、結局、これに至るんですけども。皆さん自身が、自分が胸を張ってこれは事業

に関連するんだ。自分の事業に必要なんだと言えるのであれば、きちっと、それを合理的に説明できるのであれば、私はだいたいのは認めてもいいかなというふうに思ってますし、それを税務署に対して説明できるのであれば、それは経費にすればいいと思っています。このへんは皆さん聞きたいこともあると思いますんで、また終わってからでも、これ経費になるんですか？みたいなことを、全然、聞いていただいてもいいかなと思っています。これは経費になるんですかっていうのはね、よく聞かれるのは先に出しておこうかなと思うんですけれども。自宅兼仕事場の家賃は経費になりますか？ですね。これも必ず聞かれるやつですけれども、皆さん自身もアーティスト活動を自宅の一室で、やってるとかっていうのもあると思うんですけれども、これ全部は経費にっていうのはさすがに難しいと思います。ですが、事業に関連してる部分は当然 OK とちゃいますかっていうふうには、お伝えさせていただいてます。当然、これを表面的に捉えないでほしいんですけれども、よくやるのは、例えば面積按分で、一室を本当に完全にアトリエみたいな感じで使ってらっしゃる方とか、そこに仕事に関する荷物しか置いてないスペースがあるというようなんであれば、その一室に関しては、当然、面積按分。だいたい割合でいいんですけれども。仕事場相当の家賃っていうのは、経費にすることはできると思いますし、実際にされてる方も、結構多いんじゃないかなと思うんですけれども。気をつけないといけないのは、仕事に半分くらい使ってるとか、プライベートに半分くらいやから 2 分の 1、家賃は経費にしますっていうんですけれども、それ、合理的に説明できますか？って言われると、だいたいできないですよ。なんかネットに書いてあったから、それぐらいいけるかなと思いましたがとって言うんですけれども。それはちょっと苦しいと思います。多分税務署に言われたら、それは否認される問題にはなるかと思えますし、自分がきちっと説明できないものは止めといたほうがいいというふうに思ってますので、例えば、1 つの計算の出し方としましては面積按分ですっていうのは、1 つの方法かなというふうに思っています。面積按分ですと、逆に指摘されたときに、面積按分じゃなんで駄目なんですかっていうことを言えるんですよ。自分は 1 つの根拠を持ってるんで、逆にそれがなんで駄目なんですかっていうようなやりとりができるので、きちっと、まず自分が客観性のあるような根拠を持って挑むというのが大事になります。このへんになってくると、

ちょっと嫌になってくるんですけどもね、よく聞かれるんですけども。ファミレスでドリンクバー飲みながら、Zoom で仕事をしたと。途中で昼ご飯、食べたみたい。結構、皆さんもあるかなというふうに、思ったりするんですけども。最近ね結構多いかなというふうに思うんですけども。なかなか難しいですね。なんとも言いようがないところあるんですけども。基本的には自分がお昼ご飯、1人で食べるみたいなのは経費になりません。それはならないと思っていたほうがいいです。ただ、Zoom でそのドリンクバーを飲みながらどうしても家に帰ることができなくてとか。そこでしか、できなかったんで、そこで Zoom をしたっていうのは、一部、経費にしてもいいかなとは思うんですけども。そういったものをどれくらい経費にできるかみたいなのは正直言って難しいところがあるので、ドリンク代ぐらいな感じなんですけれども、そんなことを一生懸命やるよりも、これはもうお昼御飯がメインやから止めといたほうがええんとちゃいますかみたいな話になってきます。が、どうしても自分が落としたいと言うんだったら、その客観的な根拠を持っているのであれば、私は全然いいかなというふうに思います。だいたい、そんな感じの所得税の判断基準でいいと思います。結構、曖昧な世界になっていますので、皆さん自身が説明できるかどうかというほうが一番大事になります。逆にスーパーで買った服を、仕事に着ていつているみたいな。これ全部経費になりませんかみたいな形で、領収書全部、送られてきたりするんですけども、基本的に服も結構厳しいですね。ならないというふうに思っってもらったほうがいいです。なんでかと言うと、プライベートでも当然着ることができるものになるので、プライベートにもできるし、事業にでもできるっていうのは、自分で説明ができないんですよ。なかなか客観的にそれを説得させるっていうことはできないので、服って結構厳しいです。ただ、作業着と言われるような、皆さんは絵を描くときに、どうしても作業着が必要になるとか、そういったものです。客観的に説明ができるようなもの。その作業着としてしか使わないとかっていうものであれば当然大丈夫やと思います。事業にもプライベートにも使ってるスマホ代とか、これも結局割合によるんですね。車とかも同じような話にはなるんですけども。どれくらい事業に使っているのかとかを加味して、全部が全部事業っていうのはなかなか苦しいところがあるので、それも割合ですね。凄く曖昧な話にはなるんですけども、所得税の調査とか、あんまり調査の

場面にはならないと思いますけれども、事実認定というお話になるんですけれども、それがどれくらいプライベートなのか、事業なのかっていうのは、所得税の個人の分ですね、曖昧な世界なので、こんな感じの曖昧なお話にはなってしまうんですけれども、結局もとに戻ると、皆さん自身がそれが事業に関連するっていうふうにご説明がきちっとできるのであれば、この割合なんだ、その根拠はこうなんだっていうことが説明できるのであれば、その部分は経費にさせていただいても全然 OK かなというふうに思いますし、その辺りは税務署とお話し合いをするのはありだと思っています。最近、クレジットカードだとか、電子マネーとかも多いので、その部分に関しては、たとえば利用明細が届くので、領収書の部分、捨てていいですかっていうふうに言われるんですけれども、基本的に捨てないほうがいいですね。結構、捨ててしまっているっていう方もいらっしゃるんですけれども、クレジットカードの利用明細って例に出してるんですけれども、だいたい店名しか出てこないっていうのも多いんですね。店名しか出てこないと何に使っているかっていうのが細かくわからないので、プライベートのものを買っているのかどうかっていうのが、客観的に説明できません。なので、クレジットカードの1枚もんの利用明細は届くんですけれども、個別の買った時点にいただく領収書に関しても併せて、たとえばホチキス留めとかしておいて、置いておくっていうことが必要かなというふうに私は思います。なんでかって言ったら、結局は何年後であっても自分を守るために、何を買ったか説明できるような資料っていうのを、置いておくっていうことが大事にはなります。ちょっとついでに思い出したんで言うんですけど、手書きの領収書ですね。宛名がないといけないんですけどとよく言われるんですけれども。あれは別に宛名がなくても全然、構わないですし、宛名が別の人でも全然、構わないですね。むしろ手書きの領収書よりも、最近レジのレシートのほうがいいです。なんでかと言うと、何を買ったかあが細かく、品名とか全部出るからなんですね。手書きの領収書はなんのために、みんな、もらっているんですかっていうと、会社の社内規定ですね。法人の場合の会社の社内規定のなかで、どうしても宛名があるような、法人の宛名でもらわないといけないというようなお話があるので、そういった場合にあっては領収書、書いてもらうケース多いんですけれど。税務署は宛名がないといけないルールは全くないんですね。お品代とか書かれるとむしろわからない。中身がわからなく

なってしまうので、できたらレシートのほうがいいかなと思っています。なので、レジレシートを置いておいていただければ、十分かなというふうに思っています。そういった集めておいた資料、じゃあどうするのっていうお話に移るんですけども。白色申告っていわゆるようなものですね。青色申告っていうのは、もっと厳しく、きちっと帳簿をつけないといけない申告なんですけれども。白色申告のお話をまずすると、普通にエクセルで作ってもらったらそれで十分 OK ですよというお話になります。集計するんだったら 1 つの参考ですけども、エクセルの縦に日付、それから勘定科目。これもだいたい、あとでちょっと説明はしますけれども、だいたいの部分で OK です。金額書いて、相手先、お店の名前ですね。お店の名前とか書いていただいて、内容ですね。打ち合わせとかっていう、謝礼とかっていう形で書いていただけると、自分が思い出せますし、きちっと集計できるっていうことなので、こういった表で十分かなというふうに思っていますので、まずスタートはここで OK かなというふうに思っています。一応、サンプルあるみたいなので、スプレッドシートを用意はしていますので、ご覧いただけたらなというふうに思ってますし、また、あとでメールでお送りしたときに、それ確認していただけたらいいかなというふうに思います。勘定科目がよくわかりませんというお話も聞きますけれども、これは左側が決算書ですね。決算書になるんですけども、こういった項目が事前に用意されていて、ちょっと細かくて読めないと思いますけれども、租税公課とかいう勘定科目だとか、いろいろ、あるんですけども。これは別にそんなに悩まなくていいんです。自分でわかるもので構わないですし、統一してその勘定科目っていうのを使っていれば全然 OK です。例えばガソリン代みたいなものを、旅費交通費っていうような勘定科目にしている人もいれば、車両費みたいなものを使っている方もいますし、消耗品費みたいなところに混ぜこぜしている方もいらっしゃいます。別にそれは、どれを使わないといけないっていうルールはないので、自由にさせていただいたらいいのでまず安心していただけたらいいんですけれども。ただ、1 回決めたものは統一して使っていただきたいですね。というのは、勘定科目がコロコロ変わると、自分がいくら何費に使っているかわからなくなるところがあります。1 度、決めたルールは基本的にはずっと使っていただくっていうのがいいんですけれども、そんなに悩まなくていいですよというお話です。勘定科目の例っていう形

で、ざっと出してまして、またあとで確認していただけたらいいかなと思ってますけれども。上からいきますと、売上高はわかると思うんですけれども、売上以外の収入として雑収入っていう項目があります。これ今年、特に注意してほしいのが持続化給付金、最大 100 万円もらえるのがあったと思うんですけれども、あれは収入になりますので、もらった方は皆さん、雑収入っていうところに書いて収入にあげないといけません。これは漏れると、必ず調査来るといっていただいた方がいいかなと思います。税務署に情報はいつてるといいますので、持続化給付金をもらった方は雑収入にきちっとあげて、収入にあげないといけないっていうふうには知っててください。あと仕入高とかね、租税公課とかっていうのはいいかなっていうふうに、だいたい税金関係とかいうのが経費になりますし、所得税とか住民税に関しては経費になりませんので、ご注意くださいかなと思っています。水道光熱費とか旅費交通費みたいなとか。通信費っていうところに、だいたい遠方とのやりとりをするようなものを入れたりするので、インターネット代とか電話代とか郵便代みたいなんですね。広告宣伝費も、勘定科目見たらなんとなくはわかると思いますし、なんとなくで区分してもらったらそれで十分なんです。交際費とか。消耗品費に関しては、いわゆる備品とかですね。10 万円未満の備品に関しては、1 年で経費にできますので、それは消耗品費っていう形でしていただけたらいいんですけれども、例えばパソコンとかでも 10 万円を超えたものは、耐用年数 4 年と決まっていますので、4 年で経費にしないといけないことになりますので、一気に落とせないというふうに思っておいてください。これ、青色申告はその枠が 30 万円未満に関しては一気に落とせるっていう形になりますので、きちっと青色申告の届出をしてれば、それも消耗品費的に 1 年で落とすことができますので、きちっと事業していこうと思うんだったら青色申告した方がいいかもしれないですね。その説明は、ちょっとあとでします。雑費っていう形で、その他のものも入れるところもあるので、もう悩んだら雑費に入れていただけたらいいかなと思いますけれども、こういった勘定科目を使って、自分がどれくらいこういったカテゴリーに、お金を払ってるのかというのがわかるようになるので、そのためにカテゴリーがあると思っただけもらっていいかなと思っています。逆に注意してほしいのが、全員がもらったこの 4 月ぐらいに 10 万円、全世帯に 1 人当たり配るっていうやつですけれども、あれは非課税で

す。事業に関係ないので、非課税になってますので、それは雑収入に入れないで
いただけたらなと思っています。青色申告の話ってのがちらっと出たんですけれ
ども、青色申告と白色申告どっちがいいんていうことなんですけれども、きちん
と仕事してくんだったら青色申告しといたほうがいいですよっていうお話なんで
すけれども、そもそも青色申告って何かって言うと、昔、青色の紙使っていたか
ら青色申告って言ってるんですけれども。3 段目のところですね。青色申告って
いうのは、複式簿記で帳簿を作る必要があります。いわゆる損益計算書っていわ
れる、さっきの収入と経費みたいなものは当然、白色申告でも必要なんですけれ
ども、それ以外に貸借対照表っていわれるようなものが必要になります。少なく
とも、貸借対照表作らないといけないので、いけないっていうのは覚えておいて
もらったらいかなというふうに思います。それも、今は会計ソフト使うと、ず
っと入力していくと勝手にできるようになっていますので、青色申告するんだっ
たらさっきのエクセルだけではちょっとしんどくて、会計ソフトが必要になるか
なというふうに思っただけでいいかなと思います。そんなに難しいこ
とでは最近はないです。青色申告、勝手に始めていいかっていうと、そうではな
いんですね。青色申告しますっていうんだったら、税務署にその年の、始める年、
今からいくと 2021 年の 3 月 15 日までに、その申請をすれば 2021 年分、来年分
に関しては青色申告をすることができるようになります。事前申請が必要だっ
ていうことは、知っておいてください。ただ、開業した年、最近開業したんですっ
ていう方は、たとえば 11 月に開業したのであれば、12 月までに、12 月中にその
申請をすれば OK っていうような、開業日から 2 カ月以内っていうようなルールも
ありますので、それも知っておいていただけたらなというふうに思います。青色
申告だと何がいいんですかっていうのは、さっき言ったような 30 万円未満の備品
やったら OK みたいな、枠が増えるみたいな話もあったりだとか、いくつかあり
ます。たとえば、赤字が今年、凄い赤字が出たっていうようなものを、来年の儲
けと相殺できるみたいな。も、青色申告をしてないとできなかつたりもしますの
で、青色申告、それなりの事業の規模になってくると、青色申告しといたほうが
絶対いいと思います。それ以外の特典に 65 万円控除っていうのがありまして、経
費みたいなものとして 65 万円また引いてくれるよみたいな形なので、単純にこの
15%分税金が下がるっていうことなので、8 万とかいうような税金が少なくなる

っていう形になりますので、青色申告をぜひ、していただけたらなというふうに思います。ちょっと余談ですけども、今年から電子申告でないと10万円、控除額が下がるみたいな話になってますので、今、カードリーダーとかマイナンバーとか取得して電子申告できますので、そういった形で青色申告、65万円控除受けていただけたらいいかなというふうに思います。節税したいという形でよく言われるんですけども、稼ぐことを考えようと、身も蓋もないことを書いていますけれども。清廉潔白であるわけではないんですけども、結構、節税の話って、みんなビジネスで節税の話を勧めてくるので、皆さん自身が得をするかどうかというのは、正直言って微妙なところだったりとかもします。インターネット上でいろんなこと書いてますけれども、大した節税のことって書いてなかったりだとか。仮にすごくスペシャルな節税の方法書いてあったとしても、個別の事情でただ見つかってないだけみたいな事例も結構あります。ので、あんまりネットの情報を鵜呑みにしないほうがいいかなというふうに思ってますので、本当に身近な税理士会とかでも、無料相談みたいなこともやっていますので、そういったところにきちっと聞いておいたほうがいいかなと思います。ていうのと、当然、税金、僕もそんなに払いたくはないと思ってますので、少ないほうがいいっていうふうには思うんですけども、お金を残したいんだったら税を払うべきというのが結構あって。節税っていうのは、だいたいお金が出ていく節税しかないと思っていただけたらいいので。たとえば保険に入るとか。保険に入ると税金が当然安くなるんですけど、それ以上に保険料払ってるみたいな話だったりが大半なので。何も使わないほうがお金残るよね。その分、きちっと税金払ったほうがいいよね、みたいなお話が一般的には専門家の意見だったりとかもします。そういう考えも知っておいていただけたらなと思います。節税、結構、一生懸命やりたい人とか、当然、皆さん関心あると思うんですけども、こういう人を僕たくさん見てるので、あんまり節税ばかりしないほうがいいですねっていうお話はするんですけども。やっぱり節税をするとお金が減っていくので、税金自体は安くなってるんですけども、事業が伸びてると売上が増えて、運転資金みたいなものが必要になってくるんですね。運転資金必要なんですけど、節税ばかりしているとお金が全然残ってないんで、たとえば売掛金の貸し倒れみたいなやつですね。お客さんがお金払ってくれなかったみたいなことになると、全然、お金がな

くなってしまったとかってというようなことも、結構あったりとかしますので。お金が一番、現金預金が本当に事業に一番肝心なところになりますので、多少、税金を払ってでもお金を残していくというのが、すごく大事だっていうことは知っておいていただけたらなというふうに思っています。だいた、駆け足で申し訳ないんですけれども。だいたい9番まできたんですけれども。事務処理は、とはいっても苦手なんですっていうことなんですけれども、仕組みを整えればうまく回るというふうに、知っといういただけたらなというふうに思いますので。税理士みたいな、最初から全部付けなくてもいいんですけれども、最初の設計の部分、結構、大事になりますので、そこだけでもスポットで相談したほうがいいかなというふうに、私は思ってます。今、最近、簿記の勉強しなくてもできるような、クラウド会計みたいの増えてますけれども、そういったものも1つかなというふうに思いますし。そんなん使わなくてでも、これ皆さんにぜひ伝えたいのは、事業用の預金と事業用のクレジットカードってというのは、ぜひ作っておいたほうがいいと思います。分けといたほうがいいってことですね。プライベートと。よく言われるのがクレジットカードこのカードでポイント貯めているんでこれに集約したいんですってというようなお話もあるんですけれども。そういうのをしてしまうと、自分がいくら事業に使っているのかってというのがすごくわかりにくくなったりだとか、例えば税理士に見せるにしても、これは経費なんですとかこれは経費じゃないんですとかってというような説明を、いちいち、せなあかんようになるとか。預金に関しても一緒ですね。預金に関して、そういったプライベートなものも混ざっていると全部見せないといけないようになるんですね。そういうんじゃないかって、きちっと事業をちゃんと立てていこうというふうに思うのであれば、まず事業用の預金をきちっと作っていただいて。そこからプライベート用の預金に生活費として1カ月10万円とか20万とかってというような形で、移すってというようなやり方をしたほうが絶対いいと思います。これはもう、本当にお勧めしますので、ぜひプライベートとは分けといていただけたらなと思います。ということで結構、総括的なところになるんですけれども。皆さんがやらないといけないところは、確定申告の部分を生懸命するんじゃないんですね。確定申告ってというのは最終的に税務署に持っていったら、申告書作ってくれるみたいのはできるんですけれども、皆さんの収入と経費はいくらあるのかは、きちっ

と皆さん自身が管理しないといけないので。1月1日から12月31日までの事業の収支、いくらあるのか、いくら儲かったのかっていう計算を一生懸命していただけたらなと思いますし、それは年末にするんじゃなくて、請求書クラウド発行とかいう形で書いてあったりとかもしますけれども。今、会計ソフト使えば、クラウド会計ソフトは、請求書をクラウド会計ソフトのなかで作れて、発行したら自動的にその仕訳けみたいなものが立つみたいなことが、できるようなものもたくさんありますので、そういったものをうまく活用していただけたらいいかなというふうに思っています。売上に関する話もしてほしいということだったので、最後ちょっと。難しい部分もあるかなというふうに思うんですけども入れてます。結局、いくら売上あげないといけないんですかというところになりますけれども、そういった部分がすごく値付けには大事にはなってきます。こういった1つの会計上の損益分岐みたいな話があるんですけども、いくら自分が売上げたらプラスマイナスゼロになるんですかっていうような、本当に簡単な計算式なんで、これは知っというて損はないかなというふうに思います。必要な売上っていうのは、どうやって計算で出すんですかっていう話ですけども。固定費、個人の場合なので、当然、固定的な家賃とか、事務所家賃も含めてですけどね。プラス生活費があつて。さらに、それには税金がかかりますみたいなお話なので。固定費があつて、じゃあそれを固定費を、いくら売上げれば賄えるのかみたいなことを考える式なんですけれども。結局、それは固定費を利益率で割るっていう話ですね。これは、いわゆる制作物でいくと、何かを作って100円で売ったものに対して材料費が30円かかった、みたいなものになれば、粗利益率ってのは70%っていわれるような、それぐらいの考え方で十分なんですけれども。たとえば、家賃と生活費が30万円ぐらいほしいな話だったら、だいたい税金、さっき15%ぐらいかかりますっていう話、最低限、かかりますって言った話なんですけれども。皆さんご存知の通り、社会保険っていうのも結構、重たいんですね。国民年金と国民健康保険ですね。含めてだいたい30%ぐらい、税金と社会保険含めて、収入の30%ぐらいに当たるというふうに思っというてもらったほうが、生活費を捻出するためには安心なラインやと思っというてもらったほうがいいかなと思いますので。利益の3割はもう、税金と社会保険でもっていかれるんだなというふうに思っというてもらったほうがいいかなというふうに思います。なので、だいたい30万の3

で割り戻したら 10 万円ぐらいは、余分に見といたほうがいいなってなると、40 万円を稼ごうと思うと、その事業の、これは皆さん自身のパーセンテージによりますけれども。原価がないようなビジネスであれば、これは 100%になりますけれども。70%の場合、たとえば月に売上ってというのは、必要な売上ってというのは 57 万円になるとか。こんな感じでね、ちょっと皆さん自身の必要な売上っていうのを、考えていただくと 1 つ参考になるかなっていうふうに思っています。貸借対照表と損益計算書、さっき、青色申告するんだったら貸借対照表ありますというお話だったんですけれども、そもそもなんなんですかというお話です。本当に簡単に言うと、こんな感じです。結局、いくらあるかみたいなのは、一番わかりやすいのは預金残高ですね。預金残高が載ってくるようなものが貸借対照表だと思っていただいたら十分ですし、損益計算書ってというのは何かって言うといくらもらって、いくら出してるのかみたいなお話の流れですね。損益計算書っていう表で書いてるっていうぐらいのイメージで、全然、十分かなっていうふうに思っています。貸借対照表と損益計算書ってなると、こんな表で書いたるするんですけれども、これ本当にさらっといきますけれども。最初、預金があって、預金といわれるのは資産、貸借対照表に書きますみたいな話なんですけれども。そういったものを、事業のために使うんですね。材料費を仕入れるというのが一番やと思いますけれども、先ずお金が出ていってみたい。そういったものを、損益計算書に書いていくんですね。売上、じゃあいくらもらうんか。というようなのがあって、その差し引きの部分が利益になるっていう形で、損益計算書の部分になりますけれども。その利益に対して税金がかかったりします。税金払ったあと、そういったものがどうなるかっていったら、結局またお金になって残っていくんですね。そういったことを、ぐるぐる、ぐるぐる回してるのがビジネスやと思っただいただいたらいいですし、それが会計ですね。なので、本当にシンプルに言うところこんな感じで、ぐるぐるぐるぐる回してるのを自分がどのような状況なのかっていうことを知っていただくための、ただそれだけの表だというふうに思っただいただいたら十分かなと思います。そのなかで、どんどんビジネスを回していくと、車を買ったりということがあったりとか。それをまた生かして、どんどん売上をあげていくみたいなこととかね。ときには、大きなお金が必要になったりするので、銀行から借り入れをするみたいなものが負債になって、またその分、

預金が増えるっていう形で。その資産をまた、ぐるぐる回すっていうようなものだというふうに思っていたらいいですし。将来、収入につながる資産をいくら増やすかっていうのが一番、大事かっていうふうに思っていたらいいですし、それで、また会計に関心を持っていただければ嬉しいなというふうに思っています。結局、これで結論に至るんですけども。こういった予算を立てたりだとか、ていうことはなんのために必要なかっていうと、補助金もらうためとかっていうのも1つあるんですけども、確定申告の話もしたときもそうなんですけれども、やっぱり自分の仕事を守るためにある、すごく強力な武器になりますのでぜひ関心を持って、皆さんの仕事をより多くの人に届けたいと思ったときに、会計をぜひ自分の武器にさせていただけたらいいなというふうに思いますし、多分、こんな感じかなというふうに思うんですけども、わかったようなわからんようなみたいな話やったと思うんですけども、だいたい、皆さん最初はそうなんですし自分の会計を見ないとイメージつきにくいってところがありますので。まずはエクセルのところに、ずうっと自分が使ったものを入れてみたりだとか、そういったもので自分のビジネスに対する会計、お金のことに关してすごく関心を持っていただけると、嬉しいなというふうに思っています。すごく駆け足になってしまいましたけれども、ここで確定申告と会計のお話を終了させていただきます。ありがとうございました。